

カーボンプライシングの動向について～それぞれの炭素価格

地球温暖化対策への様々な取組みが連日マスコミで報じられるようになってきたが、実際の経済活動により排出される炭素価格（CO₂/1トン）をどう捉えるかについて、“カーボンプライシング”という考え方が定着してきた。

カーボンプライシングを簡単に言えば、「CO₂/1トンに価格付けを行うこと」であるが、現時点では主に排出量取引と炭素税から成り立っており、これを実効CO₂/1トンとする考え方では、スイスが123ユーロ、日本30ユーロ、米国が14ユーロ、中国6ユーロという数値が示されている（日経記事解説より：出所みずほリサーチ&テクノロジーズ）。

先ず**排出量取引**の動向についてだが、最も大規模に行われている欧州のEU-ETS（Emission Trading Scheme：2005年に始まった欧州連合域内排出量取引制度、EU域内のエネルギー多消費施設（発電所、石油精製、製鉄、セメント、大型ボイラー等約12,000施設が対象）の価格が7月中旬には58ユーロと過去最高値を記録した。また、7月16日には中国で約2,225の発電所、排出量で40億トン以上を対象（第一段階）とした同様のETS制度が始まり、初値7.42ドルを付けた。2010年から始まった日本における排出量取引は、東京都が約1,200事業所（年間のエネルギー使用量が原油換算で1,500kL以上の事業所）を対象に排出量を割当て、現在は第3計画期間（2020～2024年度）に入っている。2000年比で25～27%の排出量削減義務率が課せられており、対象の事業所は過不足を排出量取引で補うキャップ&トレードが相対で行われている。埼玉県でも同様の取組みが実施されている。

次に**炭素税**についてだが、1990年にフィンランドが最初に導入しておりスイス（2008年）やフランス（2014年）など欧州各国にも広まっている。EU-ETS対象企業は原則免税されており、課税金額は各国まちまちで、CO₂/1トンで最も高額なのはスウェーデンで119ユーロ、スイスでは84スイスフラン、フランスは30.5ユーロとなっている。日本については、2012年から炭素税の一種として原油やガスなどの化石燃料の輸入業

者らに課税する地球温暖化対策税（温対税）が導入されているが、CO₂/1トン当たり289円に留まっている。本格的な炭素税導入に関してはカーボンプライシング具体化の中で環境省主体に検討され、早ければ本年度の税制改正要望として今夏に設計案が示される可能性もある。（※数値は、環境省“諸外国における炭素税等の導入状況”平成29年7月より）

上記2つ以外に**クレジット取引**があるが、これは特定事業の関係者間や2国間などで排出量を調整する目的で売買される排出量を指しており、具体的には以下の通りである。

◆非化石価値取引：

再生可能エネルギー（太陽光・風力等）・原子力といった化石燃料でない（非化石）エネルギーがもつ価値を売買するもの

◆Jクレジット：先進的な対策によって実現した排出削減量を「クレジット」として売買できるようにするもの

◆JCM（二国間クレジット制度）：

途上国と協力して実施した対策によって実現した排出削減量を「クレジット」として削減の効果を二国間で分け合う制度

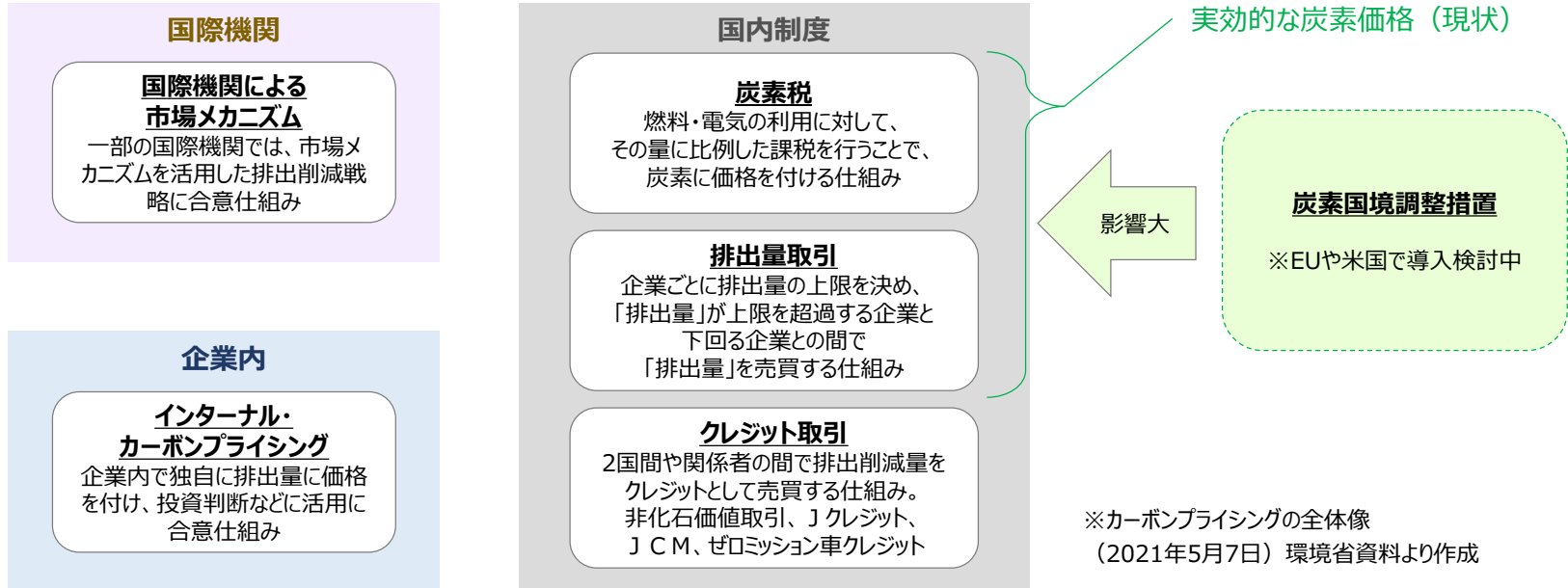
◆ゼロエミッション車クレジット取引：

販売するゼロエミッション車をクレジット化し自動車メーカーに対し一定比率以上のクレジットの取得を求めるもので米国ではカリフォルニア州など10州で実施されている、ものなどがある。

また、別途EUなどで導入が検討されている炭素国境調整措置は、CO₂/1トン当たりの価格が低い国で作られた製品を輸入する際、CO₂分の価格差を事業者に負担してもらう仕組みだ。目的はCO₂/1トンの価格が相対的に低い他国への生産拠点の流出や、その結果として世界全体でのCO₂増加を防ぐものだが、導入されると企業への影響が大きくなるとみられ、当然カーボンプライシングにも影響してくる。

我が国のカーボンプライシングに関して言えば、先進の欧州に比べ制度整備が後手となっている感が強いが、個別企業ではカーボンプライシング対策を始めたところも増えてきており、証券会社としては企業価値向上とカーボンプライシングの影響の関係を注目する必要がありそうだ。

カーボンプライシングの全体像



※カーボンプライシングの全体像
(2021年5月7日) 環境省資料より作成